令和4年度 再エネ利用設備設置促進区域(仮称)指定促進モデル事業 を行う補助事業者の募集についての公示

令和4年3月14日 国土交通省住宅局長 淡野 博久

令和4年度 再エネ利用設備設置促進区域(仮称)指定促進モデル事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

再エネ利用設備設置促進区域(仮称)指定促進モデル事業

2) 事業目的

社会資本整備審議会答申「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO2 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」(令和4年2月1日)において、建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に向けて、地域の実情に応じた再生可能エネルギー利用促進を図るための制度の導入が示されたところである。本制度については、地方公共団体が、再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域(以下、「再エネ利用設備設置促進区域(仮称)という。」)について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定めることにより、当該区域において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等に関する説明義務、再生可能エネルギー利用設備の設置に際しての形態規制に関する特例許可が措置されることが示されている**。

※「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次答申)及び 建築基準制度 のあり方(第四次答申)について~社会資本整備審議会 答申~」

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000912.html

本事業では、上記答申を踏まえて見直しを予定している建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく再エネ利用設備設置促進区域(仮称)の制度創設を見据え、制度創設後の地方公共団体における円滑な区域指定を支援するため、区域指定に必要な調査や住民・関係権利者との調整等に先行的に取り組む地方公共団体への支援や先行事例から得られた知見を踏まえた区域指定ガイドライン案の作成等を実施することを目的とする。

3) 事業内容

再エネ利用設備設置促進区域(仮称)の指定に先立って必要となる調査や住 民・関係権利者との調整、計画策定の検討等に先行的に取り組む地方公共団体 への支援、先行事例から得られた区域指定に係る留意点等の整理、これらを踏まえた区域指定ガイドライン案の作成・周知等に関する事業

2. 公募期間

令和 4 年 3 月 1 4 日 (月) 12 時 00 分~令和 4 年 3 月 2 8 日 (月) 12 時 00 分 (必 着)

3. 公募対象事業者の要件

次の1)~3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正・中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

4. 補助金の額

定額とする。なお、補助額は36,000千円程度を想定しているが、提案事業の内容や、他の事業者からの提案状況等を踏まえて、採択上限額を決定するものとする。

5. 説明書の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

令和4年3月14日(月)12時00分~令和4年3月28日(月)12時00分

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3 国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 壽川、松村 電話 03-5253-8111(代) (内線: 39-458、39-437) FAX 03-5253-1630 電子メール sugawa-k2pb@mlit.go.jp、matsumura-y2ws@mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて、原則として電子媒体をもって配布する。 説明書の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

- 6. 応募方法、応募の提出期限
 - (1) 応募方法
 - ・持参、郵送又は電子メール。
 - (2) 提出期限等
 - 〇 提出期限

令和4年3月28日(月)12時00分まで

郵送の場合、応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡は行わない。 よって、応募者自身で配達状況を確認できる方法(配達記録郵便等)で送 付すること。(提出期限必着)郵送時は、表面に必ず「再エネ利用設備設 置促進区域(仮称)指定促進モデル事業担当」と記入すること。

なお、下記記載の押印省略時のルールに従い電子メールにて提出する場合は、「5(2)担当部局」に記載の担当者宛てに提出すること。

【押印省略時のルール】

押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため、以下に従うこと。

- ① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。
- ② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。
- ③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
- 場所

5(2)の担当部局

○ 提出部数

正1部 副4部(持参又は郵送の場合に限る。)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、FAX等)にて受け付ける。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

7. 審查方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4.公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。